



▶京都市からのお知らせ

## 京都市ドメスティック・バイオレンス(DV)相談支援センターの 相談窓口について

～あなたの周りでDVについて悩んでいる人はいませんか？～

近年、DV<sup>\*</sup>の相談件数は増加傾向にあり、被害の深刻さが明らかになってきています。

京都市では、平成23年10月にDV対策の中核的施設として、京都市ドメスティック・バイオレンス(DV)相談支援センターを開所し、女性被害者の相談から自立生活の促進まで、DV被害女性への継続的な支援に重点的に取り組んでいます。

また、京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」においては、女性向けの一般相談や女性への暴力相談のほか、男性向けの相談も実施しており、DVに関する相談への対応・支援に取り組んでいます。

<sup>\*</sup>DV…配偶者(事実婚・元配偶者を含む。)や恋人など親密な関係にある男女間における暴力

### 京都市DV相談支援センターの業務

- 相談・緊急ホットライン
- カウンセリング
- 緊急時における安全確保に向けた支援(一時保護を除く。)
- 自立生活促進のための支援
- 保護命令<sup>\*</sup>に係る情報提供
- 保護施設に関する情報提供

<sup>\*</sup>保護命令制度…裁判所が、被害者からの申立てによって、一定の要件を満たしている場合に、加害者に接近禁止命令等を命ずるものです。

### 相談窓口

【相談受付時間】月～土曜日(日曜・祝日・12月29日～1月3日を除く) 午前9時～午後5時15分

【相談電話番号】075-874-4971(DVよくない)

【緊急ホットライン】075-874-7051(相談受付時間外はこちらの電話番号へ)

<sup>\*</sup>御相談に当たっては、プライバシーに配慮し、秘密は厳守します。お気軽に御相談ください。

### ◆京都市男女共同参画センター ウィングス京都での相談事業◆

#### 【一般相談】

日常生活の中で女性が直面する様々な悩みや問題について、電話相談・面接相談を行っています。まずはお電話ください。相談は無料です。

- 開室時間
  - 平日の月・木・金・土曜日/午前11時～午後6時30分(受付は午後6時まで)
  - 平日の火曜日/午前11時～午後8時(受付は午後7時30分まで)
  - <sup>\*</sup>毎週水・日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休室
- 直通相談電話
  - 075-212-7830 <sup>\*</sup>面接相談は予約が必要です。

#### 【女性への暴力相談(面接)】

DVやセクシャル・ハラスメント、ストーカー等の女性への暴力の問題に女性カウンセラーが助言します。  
<sup>\*</sup>上記開室時間内にお電話でお問い合わせください。

### ◆男性の相談窓口について◆

#### <男性のためのDV電話相談>

DVから抜け出したいと悩んでいる男性を対象とした相談を行います。

- 開室時間：平日の第2・第4火曜日/午後7時～午後9時(受付は午後8時30分まで)

- 直通相談電話：075-277-1326 (対象)男性(相談員)男性カウンセラー (内容)電話による相談

#### <男性のための相談(面接)>

多様化する社会の価値観の中で、生き方や夫婦の問題、人間関係や職場のことで悩む男性を対象とした相談を行います。

- 開室時間：月4回/土曜日/午後3時～午後6時 <sup>\*</sup>完全予約制
- 予約受付時間
  - 平日の月・木・金・土曜日/午前11時～午後6時30分(受付は午後6時まで)
  - 平日の火曜日/午前11時～午後8時(受付は午後7時30分まで)
  - <sup>\*</sup>毎週水・日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休室
- 直通相談電話：075-212-7830 (対象)京都市在住・在勤の18歳以上の男性(相談員)男性カウンセラー(内容)面接による相談 <sup>\*</sup>要予約

#### <発行>

京都市文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地  
TEL : 075-222-3091 FAX : 075-222-3223  
<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/18-0-0-0-0-0-0-0.html>

#### <企画・編集>

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会  
〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地  
TEL : 075-212-7490 FAX : 075-212-7460  
<http://www.wings-kyoto.jp>



この印刷物は、不要になりましたら「誰がみ」としてリサイクルできます。  
コミュニティ回収や古紙回収等にお出ください。

平成28年2月京都市文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課発行  
京都市印刷物 第275223号

配偶者から受けるモラル・ハラスメント。それは、精神的DVです。

# 男女共同参画通信

February.2016  
©Kyoto City

Vol. 41

配偶者からの被害経験者のうち、過去1年以内に心理的攻撃を受けた人の割合  
(内閣府『男女間における暴力に関する調査』(平成26年度))

# 47.3%



# 配偶者から受けるモラル・ハラスメント。それは、精神的DVです。

「モラル・ハラスメント」とは、フランスの精神科医マリールフランス・イルゴイエンス氏によって提唱された概念で、言葉や態度によって相手を傷つける「精神的な暴力」と定義されています。そして、モラル・ハラスメントは、本来は、職場や男女間など、人間関係の存在するあらゆる場面で起こり得るものです。また、武蔵野大学教授で精神科医の小西聖子氏によると、モラル・ハラスメントは「セクシュアルハラスメントすなわち『性的嫌がらせ』以外の『心理的嫌がらせ』『大人のいじめ』という意味で使われることが多い。」（講談社「『モラル・ハラスメント』のすべて」より引用）と説明されています。

近年では、モラル・ハラスメントという言葉が、テレビなど多くのメディアで取り上げられ、家庭内の出来事にもあてはめられる、非常に身近な言葉としてクローズアップされるよう

になりました。ウイングス京都の女性のための相談室に寄せられる相談も、言葉の浸透とともに、「夫からモラル（モラルハラスメント）を受けているのですが」といった悩みが多く寄せられるようになってきました。

かつては、ドメスティック・バイオレンス（DV）※の一般的なイメージといえば、殴る・蹴るといった行為に代表される、身体的な暴力でした。しかし、ここでは非知っていただいたいののは、配偶者からのモラル・ハラスメントもDVの一つである精神的なDVにあたるということです。

精神的DVの被害による後遺症は、うつ状態を引き起こしたり、自殺に至るなど、身体的な暴力より深刻になることもあります。しかし、こういった精神面への攻撃は、なかなか目には見えません。精神的DV（つまり配偶者からのモラル・ハラスメント）は、明確な証拠を示せないことから、

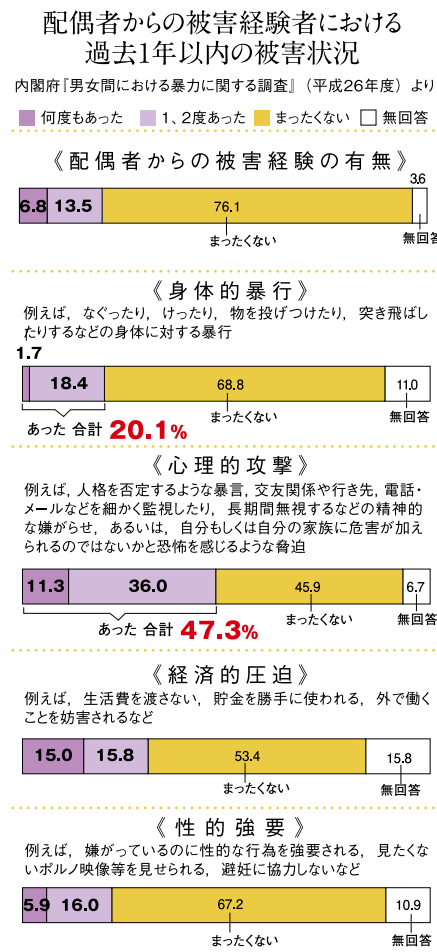
深刻な被害を受けている状況が、周りの人々に正しく理解されないことが多くあります。被害を受けている当事者さえも「夫の言うことがいつも正しく、私がうまく出来ないから夫が怒っているのだ。」といったDV被害者特有の心理状態に陥ることなどから、それがDVであるということが自覚できずにいることが往々にしてあるのです。

平成26年度の内閣府調査によると、これまでに配偶者からの暴力を受けた経験のある人に対して、過去1年以内にどのような被害を受けたかを質問したところ、「身体的暴行があった」と答えた人が20.1%であるのに対し、「心理的攻撃があった」と答えた人は47.3%となり、暴力の中でも、心理的攻撃があったと認識する人が多くいることが分かります。今までは見過ごされがちだった精神的に相手を傷つける行為も、モラル・ハラスメントという言葉や意味が、多くの人に知られることで、これはDVの一つで

あるということが、被害当事者にも社会的にも徐々に認識されるようになってきています。精神的なDVについては、誰もが正しく理解し、今までは気づきにくかった暴力がそこにあるのではないかと考える目を持つ必要があります。また、自分のやっていることが、精神的DVではないかと振り返って考えることも重要です。

る公的な機関が設置されています。もしあなたが、配偶者から精神的な暴力を受けた時は、すぐに専門的なDV相談のできる機関に連絡してください。また、誰かがされていることを見聞きした場合にも、そっと相談機関の情報を知らせてあげるなど、勇気を出して最初の一步を踏み出していただければと思います。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）  
配偶者（事実婚・元配偶者を含む。）や恋人など親密な関係にある男女間における暴力



配偶者からの被害経験者のうち、過去1年以内に心理的攻撃を受けた人の割合  
(内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年度))